二　都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、都道府県健康増進計画等を踏まえて、広域連合における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行うなど積極的な役割を果たすこと。また、都道府県は、国民健康保険の保険者として、広域連合が国民健康保険から後期高齢者医療に移行した被保険者に対し継続的な取組を行えるよう、広域連合との連携及び協力を図るよう努めること。

二　都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、都道府県健康増進計画等を踏まえて、広域連合における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行うなど積極的な役割を果たすこと。

○厚生労働省告示第百四十七号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第二十五条の十六第一号及び第二号（第二十六条の四第三項、第二十八条の二第三項及び第二十九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号等の登録をした旨を公示する件（平成二十一年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一・第二　（略）

第三　規則第二十五条第二号イ及び口並びに第三号ロの清掃作業監督者講習等登録機関

登録番号	登録を受けた講習等の種類	氏名又は名称	住所	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
清研―7	（清掃作業従事者研修）規則第二十五条第三号ロに規定する研修	一般社団法人熊本県ビルメンテナンス協会	熊本県熊本市中央区紺屋今町二番地十	一般社団法人愛知県名古屋市中区栄二丁目一番十号	熊本県熊本市中央区紺屋今町二番地十	平成十六年十月一日
清研―23	（清掃作業従事者研修）規則第二十五条第三号ロに規定する研修	一般社団法人愛知県名古屋市中区栄二丁目一番十号	愛知県名古屋市中区栄二丁目一番十号	一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会	愛知県名古屋市中区栄二丁目一番十号	平成二十八年三月三十日

第四　（略）

第五　規則第二十六条の三第二号イ及び口並びに第三号ロのダクト清掃作業監督者講習等登録機関

登録番号	登録を受けた講習等の種類	氏名又は名称	住所	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

第一・第二　（略）

第三　規則第二十五条第二号イ及び口並びに第三号ロの清掃作業監督者講習等登録機関

登録番号	登録を受けた講習等の種類	氏名又は名称	住所	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
清研―7	（清掃作業従事者研修）規則第二十五条第三号ロに規定する研修	一般社団法人熊本県ビルメンテナンス協会	熊本県熊本市南区幸田二丁目九番二十六号	一般社団法人熊本県ビルメンテナンス協会	熊本県熊本市南区幸田二丁目九番二十六号	平成十六年十月一日
清研―23	（新設）					

第四　（略）

第五　規則第二十六条の三第二号イ及び口並びに第三号ロのダクト清掃作業監督者講習等登録機関

登録番号	登録を受けた講習等の種類	氏名又は名称	住所	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）